

第7回 うるま市民総合文化祭

うるま市文化協会

☎978-2329

「うちぞろて 高めらなうるま市の文化」をテーマに今年もまた、市文化協会の会員による舞台発表を開催します。多くの市民のご観覧をお待ちしています。

【とき】

・7月16日(土) 午後6時開演  
・7月17日(日)

昼の部 午後2時開演  
夜の部 午後6時開演

【ところ】 市民芸術劇場 響ホール

【入場料】 500円

ミュージカル「アトム」

文化課

☎973-4400

漫画家・手塚治虫氏の代表作「鉄腕アトム」を原案にした作品。人間ならざる者から人間たちに捧げられる、切なく哀しい愛のメッセージをテーマに、「アトムの心」をお届けします。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

【とき】 7月28日(木)

午後6時30分開場 午後7時開演

【ところ】 市民芸術劇場 響ホール

【入場料】

・前売券 2,500円  
・当日券 3,000円

※全席自由、未就学児入場不可

「危険物無事故のゴールは譲れない！」

消防本部 予防課

☎975-2119

平成23年6月5日(日)から6月11日(土)まで危険物安全週間です。

危険物とは？

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・ 火災発生の危険性が大きい
- ・ 火災拡大の危険性が大きい
- ・ 消火の困難性が高い

※ 私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

うるま市景観条例についてのお知らせ！

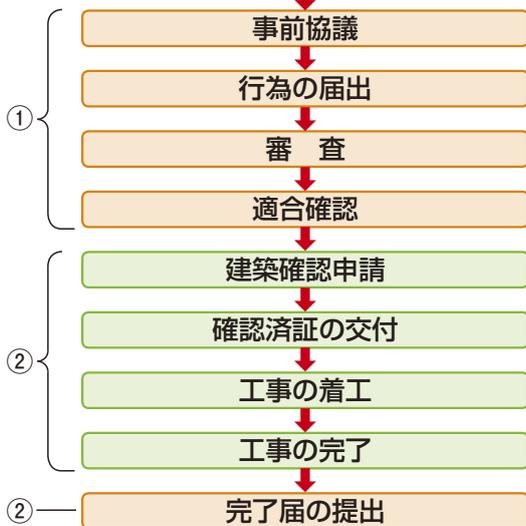
うるま市には、美しい海岸や島嶼地域の自然景観、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史遺産など、特色ある美しい景観が数多くあります。これらの美しい景観をまもり・そだて・つくり・いかすため、この度景観法に基づく「うるま市景観計画」を市民の皆様との協働により策定しました。計画の策定とあわせて、本市の景観づくりを推進するため「うるま市景観条例」を制定しましたので、**建築、開発行為等を行う際は、本景観計画・景観条例をご確認の上実施していただきますようご協力よろしくお願いします。**

「うるま市景観条例」の施行：平成23年7月1日

※景観条例は、現在建てることのできる建物の用途や開発を規制するものではなく、地域の景観と調和した建築や開発行為を誘導するものです。

＜手続きの流れ＞

建築主（又は代理人）



※①＝景観条例の手続き（都市計画課）  
②＝建築基準法の手続き（建築指導課、指定確認検査機関）

都市計画課 景観形成係 ☎965-5620

危険物の貯蔵又は取扱上の注意事項

- ① 火気の周囲では、危険物の取扱いは絶対にやめましょう
- ② スタンド等の給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器に入れましょう
- ③ 危険物を貯蔵するときは、子どもや外部の者が容易に触れないように管理しましょう
- ④ 指定数量以上（例：ガソリン200リットル以上、灯油1,000リットル以上）の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長の許可が必要です
- ⑤ 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱者の資格が必要です
- ⑥ 指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長に届出が必要です
- ⑦ 危険物取扱免許状取得者で、現在指定数量以上の危険物を貯蔵取扱いしている者は、3年に一回の法定講習（保安講習）を必ず受講しましょう
- ⑧ 危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、従業員への保安教育や訓練を定期的に実施し、事故防止に努めましょう
- ⑨ 危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、危険物施設における安全管理マニュアル等を策定し、誠実に実行しましょう